

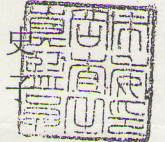


真岡市監査告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、平成23年5月25日に提出された真岡市職員措置請求書（住民監査請求）について監査した結果を、同条第4項の規定により、次のとおり公表します。

平成23年7月21日

真岡市監査委員 塚田 浩
同 荒川 洋



真岡市職員措置請求監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

住所 真岡市 (以下略)

氏名 細屋 守男 (真岡市をよくする市民の会 会長)

2 請求書の提出

本件請求書の提出は、平成23年5月25日である。

3 請求の内容

本件請求書による請求の内容は、次のとおりである。

(原文に即して記載する。)

・請求の趣旨

真岡市長は、平成22年7月の総務常任委員会視察旅行に対して支払われた旅費の内、七海議員の旅費の第二日宿泊費、第三日日当について、第三日の公務を行っていないので、その返還請求を講ずること。

・請求を求める理由

当該議員は、平成22年7月28日～30日の総務常任委員会行政視察において、第三日の7月30日に公務中にもかかわらず私用のため単独行動を行った。この時、総務常任委員長、議会議長、議会事務局員の人々は公務中であるから私的行動を行ってはならないと云ったにもかかわらず、私的行動を行った。

第三日の公務を行っていないのに、第二日の宿泊費、第三日の日当を受け取ったことは、不当所得になる。従って返還を請求する。

・返還請求金額

当該議員に支払われた旅費のうち

第二日の宿泊費	16,500円
第三日の日当	3,300円
合計	19,800円

・添付書類

- (1) 真議総第2号 行政視察について
- (2) 視察参加者名簿
- (3) 行政視察日程
- (4) 用務（議員）

4 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件を具備しているものと認めた。

5 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成23年6月23日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

この際、新たに高勢町自治会広報の提出があった。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

平成22年7月28日から30日にかけて行われた総務常任委員会行政視察（以下「本件行政視察」という。）に対して支払われた旅費の内、本件請求書で返還請求の対象とされている、七海議員の第二日の宿泊費16,500円、第三日の日当3,300円について監査対象とした。

2 監査対象部局

議会事務局議事課を監査対象部局とした。

3 監査対象部局の調査

監査対象部局から関係書類の提出を求め、平成23年6月23日に事情聴取を実施した。

4 関係部局並びに関係人の調査

法第199条第8項の規定により、関係部局として総務部総務課に市職員の旅費規定に関し、事情聴取を平成23年6月27日に行った。また関係人として七海朱美議員に面接調査を平成23年6月27日に実施した。

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、監査委員の合議により、次のように決定した。

監査の結果、請求人が主張する違法、不当性は認められない。従って本件請求に関する請求人の主張については、理由がなく、措置する必要がないものと判断する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

監査の結果、本件請求に関して次の事項を確認した。

(1) 行政視察の旅費支給について

行政視察の旅費支給の根拠法令は次のとおりである。

総務常任委員会の行政視察に関しては、真岡市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号。以下「会議規則」という。）に基づいている。

会議規則第97条では「委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。」と規定されている。

また、行政視察の旅費支給は、真岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第96号。以下「条例」という。）に基づいている。

条例第2条第1項では、「議長、副議長及び議員が、公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償料として、旅費を支給する。」と規定され、条例第2条第3項では、「前項に定めるもののほか、議長、副議長及び議員に支給する旅費の支給の方法については、一般職の職員の例による。」と規定されている。

本件行政視察については、総務常任委員会で決定され、真岡市議会本会議の議決を経て、真岡市議会議長により承認されたものである。

(2) 本件行政視察における行程の状況について

・議会事務局議事課への事実確認

第三日の行程については、午前9時に全員で宿泊先のホテルを立ち、事前に予約していた独立行政法人造幣局大阪本局（以下「大阪造幣局」という。）の見学を行い、その後、七海議員がJR大阪駅前午前11時45分頃に別れたことを、確認した。

なお、提出された添付書類の行政視察日程には、大阪造幣局見学の記載はないが、議事課の説明では、行程が常任委員会で決定された時点では、大阪造幣局の見学は決まっていなかったため、記載されていないとのことである。その後、予約等を行い見学の予定を決めたとのことである。なお、この行政視察日程の書類が原本であるため、これにより情報公開においては対応したとのことである。

また本件請求書の請求を求める理由にある「総務常任委員長、議会議長、議会事務局員」の話については、「一緒に帰ってほしい」という要望があったことを確認した。

・関係人への事実確認

七海議員に確認したところ、第三日の午前11時45分頃に他の委員と別れた後、和歌山市の社会福祉法人と花王(株)の工場を見学し、一泊して翌日、2つの社会福祉法人を見学した後、7月31日に帰宅したと本人より報告があった。

2 判断

事実関係の確認に基づき、以下のとおり判断する。

本件行政視察への旅費の支給についてであるが、はじめに、予算執行権を有する普通地方公共団体の長は、議会を指揮監督し、議会の自律的行為を是正するまでの権限を有していないから、議会が行った議員の派遣に関する決定については、これが著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から見過ごせない問題がある場合でない限り、議会の決定を尊重しその内容に応じた財務会計上の措置（支出負担行為）をとる義務があり、これを拒むことは許されないものとされている。

本件行政視察の行程において、第二日の宿泊については、総務常任委

員会が視察日程を決定し、議長が妥当性をもって承認した行程であり、事務は適切に処理されている。

また、真岡市職員の旅費に関する条例（平成10年条例第6号）第9条第1項においては、「旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて、1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。」と規定されている。

本件行政視察の行程は片道約600キロメートル以上、往復約1,200キロメートル以上であり、距離の上からも本行程は条例の基準の範囲内である。

以上のことから、議会の決定に従って、第二日の宿泊費及び第三日の日当を支出したことは、予算執行の適正確保の見地から何ら問題はない。

従って、議長の承認により行われた、本件行政視察についての議会としての意思決定を前提として、真岡市長としては、これに伴う所要の財務会計上の旅費の支払い措置をとる義務があると言える。

この本件行政視察への旅費の支給のうち、請求人は七海議員の第二日の宿泊費及び第三日の日当について、「第三日に公務を行っていない」と主張し、市長に対し返還措置を請求しているので、以下この点について判断する。

本件行政視察の行程において、第三日は帰路として予定されているものであり、その途中、大阪造幣局の見学を行っている。

七海議員は第三日の午前11時45分頃から他の委員と別れ、独自に行動したことが確認されている。

七海議員が別れた時点において、予定されていた視察見学等は終了しており、また、その時点までは帰路の行程に添って行動していた。

真岡市職員の旅費に関する条例において、日当は、時間に係らず旅行中の日数に応じて、1日当たりの定額により支給すると規定されている。

よって、七海議員が第三日の午前11時45分頃までは予定された行動をとっていることをもって、旅行そのものの予定に従って帰路の一部を実施していると判断し、帰路に要する旅費として、第三日の日当を支出した事は妥当である。

また第二日の宿泊費については、前述した真岡市職員の旅費に関する条例第9条の規定から、支出したことに何ら問題はない。

なお、請求人が請求の理由としてあげている、「総務常任委員長、議会

議長、議会事務局員の人々は公務中であるから私的行動を行ってはいないと云ったにもかかわらず、私的行動を行った。」については、総務常任委員会委員長、議事課職員及び七海議員に確認したところ、皆と一緒に帰ってほしいという内容の発言があったことは確認された。しかし、これは要望の範囲内であって、これらの発言が公金を支出することの違法性又は不当性を述べているものとは言えない。

以上のことから、本件行政視察に係る七海議員の第二日の宿泊費及び第三日の日当の支給について、法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するものではないと判断する。